国立大学法人東京学芸大学債権管理事務要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成22年２月９日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲　山　恭　彦

国立大学法人東京学芸大学債権管理事務要項の一部を改正する要項

国立大学法人東京学芸大学債権管理事務要項（平成16年4月1日制定）の一部について，別紙のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学債権管理事務要項の一部改正について

改正理由：受託研究・事業等収入債権の通知担当課に財務課を加えるため，所要の改正を行うものである。

改　　正

〔省略〕

第４条　〔省略〕

〔省略〕

別表（第４条関係）

債権の種類及び債権発生等通知義務者等

債権の種類	区　　分	通知義務者	通知担当課
〔省略〕			
寄宿料債権		学務部長	学生課
	国際交流会館	学務部長	国際課
受託研究・事業等収入債権		契約担当役	財務課、経理課
物品等売払代債権		契約担当役	経理課
損害賠償金債権		学長	財務課
返納金債権		出納命令役	経理課
その他の債権			

附　則

この要項は，平成22年４月１日から施行する。

現　　行

〔省略〕

（通知義務者）

第４条　債権の発生，変更又は消滅（以下「債権の発生等」という。）の通知を行う者（以下「通知義務者」という。）は，別表のとおりとする。

〔省略〕

別表（第４条関係）

債権の種類及び債権発生等通知義務者等

債権の種類	区　　分	通知義務者	通知担当課
〔省略〕			
寄宿料債権		学務部長	学生課
	国際交流会館	学務部長	国際課
受託研究・事業等収入債権		契約担当役	経理課
物品等売払代債権		契約担当役	経理課
損害賠償金債権		学長	財務課
返納金債権		出納命令役	経理課
その他の債権			